



自治基本条例とまちづくり⑮

今回は、第10条～第12条(市長の権限及び責務)についてご紹介します。まちづくりの主体は、市民、市議会、市長(行政)です。それぞれの権利と責務を理解し合い、共に考え、まちづくりを進めていきましょう。



(市長の権限及び責務)

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、法に定めるところにより、愛西市を統轄し、愛西市を代表します。

2 市長は、法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行します。

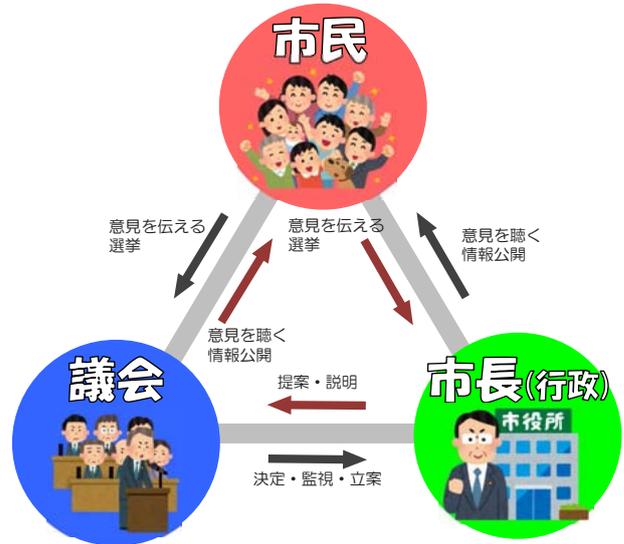
第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本的な考え方及び基本原則に基づき、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会への説明責任を果たすとともに、その達成状況を報告しなければなりません。

第12条 市長は、最少の経費で最大の効果を上げることを柱として、持続可能な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければなりません。



☎ 市民協働課 ☎(55)7113



人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



お薬について

薬の種類によって、3日以内に服用していても献血が可能なのがあります。受付でご申告ください。

- **当日服用**していても献血できるもの
 - 降圧剤 (血圧を下げる薬。複数服用でも可)
 - アレルギー薬 (花粉症、鼻炎、アトピー性皮膚炎等。セレスタミンを除く)
 - 高脂血症治療薬 (コレステロールを下げる薬。)
 - サプリメント・漢方薬
 - 痛風・高尿酸血症治療薬
 - 胃腸薬 便秘薬 低用量ピル など
- **前日までの服用**であれば献血できるもの
 - 解熱剤 鎮痛剤 下剤 市販のかぜ薬 など

※ いずれも薬の成分による献血の可否判断であり、治療中の病気の状態や当日の体調から医師が総合的に判断し、献血の適否を決めます。



献血の日です。

患者様の身体的負担、輸血に伴うリスク軽減のため、当日は400mL献血のみの受付とさせていただきます。

献血日 **10月1日(木)**

受付時間
午前 9時30分～11時30分
午後 1時00分～ 4時00分

場所
愛西市 佐屋保健センター
(愛西市役所北)

あなたの献血で
尊い命が救えます！
命のボランティア
はじめませんか？



★ 血液検査サービス ★

献血された方には検査(糖尿病、肝機能、腎機能、コレステロールなど)を行いお知らせします。健康管理にお役立てください。

献血カードをお持ちの方はご持参ください。

愛知県赤十字血液センター
国民健康のため衛生基準を厳格にしています。